

八王子市飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成26年八王子市条例第54号）の趣旨に則り、猫による被害の軽減と猫の殺処分数を削減するとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と猫との共生社会の実現を図るため、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費の助成について、補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、市内に住所を有する個人及び市内で活動する団体（事務所が市内又は事務所を持たない団体にあつては代表者住所が市内であるもの）で、市内に生息する飼い主のいない猫（野良猫）に市内の動物病院で不妊（卵巣又は卵巣と子宮を摘出することという。）又は去勢（精巣を摘出することという。）手術（以下「不妊去勢手術」という。）を実施し、その手術費用を支払った者とする。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、不妊去勢手術を実施した猫1匹につき次の各号に掲げる額とする。ただし、支払った手術費用の額が各号で定めた額を下回る場合は当該支払った額とする。

- （1）不妊手術（めす） 5,000円
- （2）去勢手術（おす） 3,000円

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付申請書（第1号様式）に不妊去勢手術に関わる動物病院の領収書又はその写し及び助成金の振込先口座を確認できるもの（通帳等）の写しを添えて、不妊去勢手術実施後、当該年度末（3月31日）までに、市長あてに提出するものとする。

なお、同一申請日に複数匹の申請を行う場合は、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付対象猫（第1号様式の2）に2匹目以降の実施内容を記載し、併せて提出することができる。

（交付等の決定）

第5条 市長は申請書の提出があつたときは、内容を審査し、交付を決定したときは、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付の決定した時は、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し、通知するものとする。

2 前項の交付決定は、同一申請者に対し、一年度中20匹を限度とする。

3 第1項の交付決定は、当該年度の予算の範囲内において行うものとし、申請額の総額が当該年度の予算を超えた場合にあつては、申請書の提出順に交付の決定を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定を行うに当たって条件を付すことができる。

（交付の請求）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金請求書（第4号様式）を市長に提出し助成金の交付を受けるものとする。

（助成決定者の遵守事項）

第7条 助成決定者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）不妊去勢手術後の猫のうち譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- （2）不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理などにより周辺環境の美化を図り近隣住民の理解を得るよう努めること。
- （3）必要に応じて、猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置（耳カットなど）を講ずるよう努めること。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定を取消し、既に助成金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 暴力団の利益となる利用であることが判明した場合（八王子市暴力団排除条例第9条）
- (3) その他助成することが不相当と認められる事実があった場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則（平成23年3月30日決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月27日改正）

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月22日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成25年8月26日改正）

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則（平成28年3月31日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年2月28日改正）

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。